| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （共同生活援助（介護サービス包括型）） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・共同生活援助計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑷　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | ⑸　障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。 | 第174条 |  |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 世話人 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 | 第175条第1項第1号 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 生活支援員 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。①　障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数以上②　障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数以上③　障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数以上④　障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数以上 | 第175条第1項第2号 |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が30以下　1以上②　利用者の数が31以上　1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第175条第1項第3号 |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第175条第2項 |
| 適・否 | 5 職員の専従 | 1から3までに規定する従業者は、専らその職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第175条第3項 |
| 適・否 | 6 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。また、管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | 第176条第1項及び第2項 |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 住居を設置する場所 | 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしているか。 | 第177条第1項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 住居の数及び定員等 | ⑴　1以上の共同生活住居（サテライト型住居(本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居)を除く。）を有し、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上となっているか。⑵　1の共同住居の定員は、2人以上10人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下（市長が特に必要があると認めるときは、20人）以下となっているか。⑶　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、⑵の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下となっているか。　ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員を超えてはならない。 | 第177条第2項、第4項及び第5項 |
| 適・否 | 3 設備 | 　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 | 第177条第3項 |
| 適・否 | 4 ユニット | 共同生活住居においては、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。また、1のユニットの入居定員は2人以上10人以下となっているか。 | 第177条第6項及び第7項 |
| 適・否 | 5 ユニットの設備 | 1のユニットには、居室及び居室に近接した相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、居室は以下の基準を満たしているか。①　1の居室の定員、は1人となっているか。ただし、利用者への指定共同生活援助の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。②　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。 | 第177条第8項 |
| 適・否 | 6 サテライト型住居 | サテライト型住居は以下の基準を満たしているか。①　入居定員は、1人となっているか。②　日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。③　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。 | 第177条第9項 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第180条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定共同生活援助の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第180条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 2 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。 | 第180条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 3 連絡調整に対する協力 | 指定共同生活援助の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第180条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 4 受給資格の確認 | 指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第180条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第180条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第180条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 6 心身の状況等の把握 | 　指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第180条（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定共同生活援助の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第180条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第180条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 8 サービスの提供の記録 | ⑴　指定共同生活援助を提供したときは、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 第180条（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定共同生活援助を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第180条（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 9 入退居 | ⑴　指定共同生活援助を、共同生活住居への入居を必要とする利用者に提供しているか。ただし、入院治療を要する利用者については、この限りではない。 | 第177条の2第1項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　あらかじめ、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握するよう努めているか。 | 第177条の2第2項 | ・利用申込者に関する記録・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。 | 第177条の2第3項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、他のサービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 第177条の2第4項 | ・利用者に関する記録・指定共同生活援助の提供に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | 10 入退居の記録の記載等 | ⑴　入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。 | 第177条の3第1項 | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく本市に対し報告しているか。 | 第177条の3第2項 | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑶　受給者証記載事項を変更する場合については、⑴及び⑵に準じて行っているか。 | 第177条の3第3項 | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 11 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第180条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、12の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第180条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 12 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第177条の4第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第177条の4第2項 |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食材料費②　家賃（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の月額から特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）③　光熱水費④　日用品費⑤　①から④までのほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第177条の4第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶までに規定する支払いを受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第177条の4第4項 | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定共同生活援助の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定共同生活援助の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第177条の4第5項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額に係る管理 | ⑴　支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第180条（第143条の2準用） | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | ⑵　支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）が同一の月に指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第180条（第143条の2準用） |
| 適・否 | 14 訓練等給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第180条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第180条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 15 取扱方針 | ⑴　共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、その心身の状況及ぶその置かれている環境に応じた指定共同生活援助の提供を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第177条の5第1項 | ・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第177条の5第2項 |
| 適・否 | ⑶　入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | 第177条の5第3項 |
| 適・否 | ⑷　指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第177条の5第4項 | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第177条の5第5項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 16 計画の作成 | ⑴　管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第180条（第61条第1項準用） | ・共同生活援助計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第180条（第61条第2項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶ アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第180条（第61条第3項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第180条（第61条第4項準用） | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。　この場合において、事業所において提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第180条（第61条第5項準用） | ・共同生活援助計画の原案 |
| 適・否 | ⑹　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する共同生活援助計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第180条（第61条第6項準用） | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する共同生活援助計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第180条（第61条第7項準用） | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | ⑻　サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該共同生活援助計画を記載した書面を交付しているか。 | 第180条（第61条第8項準用） | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑼　サービス管理責任者は、共同生活援助計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第180条（第61条第9項準用） | ・モニタリングの記録・共同生活援助計画 |
| 適・否 | ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第180条（第61条第10項準用） | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑾　共同生活援助計画に変更のあった場合、⑵から⑻までに準じて取り扱っているか。 | 第180条（第61条第11項準用） |  |
| 適・否 | 17 サービス管理責任者の責務 | ⑴　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業者等との連絡調整を行うこと。④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第177条の6第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定共同生活援助の提供に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第177条の6第2項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第180条（第63条準用） | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 19 介護、家事等 | ⑴　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 第178条第1項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者により共同で行われるよう努めているか。 | 第178条第2項 |
| 適・否 | ⑶　利用者に対し、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業者が運営する事業所の従業者以外の者による介護、家事等を受けさせていないか。 | 第178条第3項 |
| 適・否 | 20 社会生活上の便宜の供与等 | ⑴　利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 | 第178条の2第1項 | ・他のサービス提供者との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代って行っているか。 | 第178条の2第2項 | ・同意に関する書類 |
| 適・否 | ⑶　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 第178条の2第3項 | ・面会記録等・家族への連絡の記録等 |
| 適・否 | 21 緊急時等の対応 | 　指定共同生活援助の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第180条（第35条準用） | ・指定共同生活援助の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 22 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第180条（第67条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 23 管理者の責務 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第180条（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第180条（第37条第2項準用） |
| 適・否 | 24 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　入居定員④　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　入居に当たっての留意事項⑥　緊急時等における対応方法⑦　非常災害対策⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨　虐待の防止のための措置に関する事項・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑩　その他運営に関する重要事項 | 第178条の3 | ・運営規程 |
| 適・否 | 25 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第179条第1項 | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　⑴の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。 | 第179条第2項 |
| 適・否 | ⑶　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。 | 第179条第3項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑷　⑶ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行われる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録いているか。 | 第179条第4項 | ・業務委託契約書・業務の実施状況の確認に関する記録 |
| 適・否 | ⑸　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第179条第5項 | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | ⑹　適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第179条第6項 | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 26 支援体制の確保 | 　利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | 第179条の2 | ・関係機関等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 27 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第180条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第180条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第180条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 28 定員の遵守 | 　共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第179条の3 | ・入居者数に関する書類・業務日誌・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 29 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第180条（第71条第1項準用） | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第180条（第71条第2項準用） | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第180条（第71条第3項準用） |
| 適・否 | 30 衛生管理等 | ⑴　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第180条（第89条第1項準用） | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第180条（第89条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第180条（第89条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 31 協力医療機関等 | ⑴　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第179条の4第1項 | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | ⑵　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 第179条の4第2項 |
| 適・否 | ⑶　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 | 第179条の4第3項 |  |
| 適・否 | ⑷　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | 第179条の4第4項 |  |
| 適・否 | 32 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第180条（第42条準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 33 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第180条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第180条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第180条（第43条第3項準用） | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 34 情報の提供等 | ⑴　指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第180条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第180条（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 35 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第180条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第180条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 36 苦情解決 | ⑴　その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第180条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第180条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第180条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第180条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第180条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第180条（第46条第6項準用） | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第180条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 37 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第180条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第180条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第180条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 38 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第180条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 39 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定共同生活援助の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第180条（第42条の2第1項準用） | ・共同生活援助計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第180条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第180条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 40　地域との連携等 | ⑴ 指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | 第177条の7第1項 | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | ⑵ 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | 第177条の7第2項 | ・地域連携推進会議の議事録 |
| 適・否 | ⑶ 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けているか。 | 第177条の7第3項 | ・施設訪問記録 |
| 適・否 | ⑷　⑵の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。　※　⑵～⑷の規定は、提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 | 第177条の7第4項及び第5項 | ・公表方法及び公表内容が分かるもの |
| 適・否 | 41 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第180条（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 42 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第180条（第75条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　共同生活援助計画②　指定共同生活援助の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第180条（第75条第2項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記4及び10⑴を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |  |
| **第6　訓練等給付費の算定及び取扱い****（告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523 号））****（留意事項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号））****（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。　ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 共同生活援助サービス費 | ⑴　共同生活援助サービス費（Ⅰ）障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対し、事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第15の1の注1 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・利用者数に関する書類・（特例により個人単位で居宅介護等を利用する場合）居宅介護等のサービス提供実績記録票 |
| 適・否 | （個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） | 令和9年3月31日までの間、以下に示す利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、⑴にかかわらず、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。※　対象となる利用者①　指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者。②　指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける利用者区分4、区分5又は区分6に該当する者であり、次のア及びイのいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護中心）の利用を希望する者。ア　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていることイ　居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること | 告示別表第15の1の注2 |
| 適・否 | （体験利用の場合） | ⑵　共同生活援助サービス費（Ⅱ）一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第15の1の注3 |
| 適・否 | 3 人員欠如減算 | 世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が減算適用月から3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から5月以上継続している場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算出しているか。 | 告示別表第15の1の注4⑴留意事項第二の1⑻ | ・訓練等給付費明細書・利用者数に関する書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | 4 共同生活援助計画未作成減算 | 　指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて算定しているか。①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第15の1の注4⑵ | ・訓練等給付費明細書・共同生活援助計画 |
| 適・否 | 5 大規模住居等減算 | 　共同生活住居の規模が一定以上の場合、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり減算しているか。①　共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満　　100分の95②　共同生活住居の入居定員が21人以上　　　　　　100分の93③　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む）の合計数が21人以上　　　　　　　　　　　100分の95 | 告示別表第15の1の注4⑶から⑸ | ・訓練等給付費明細書・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | 6 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第15の1の注5 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 7 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第15の1の注6 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 8 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。　②　次に掲げる措置を講じていない場合　　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第15の1の注7 | ・訓練等給付費明細書・共同生活援助計画・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修実施報告 |
| 適・否 | 9 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第15の1の注8 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 10 他のサービスとの関係 | 　利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、共同生活援助サービス費を算定していないか。ただし、上記2の個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例により居宅介護及び重度訪問介護を受けている利用者を除く。 | 告示別表第15の1の注9 |  |
| 適・否 | 11 退居後共同生活援助サービス費 | 以下の基準のいずれにも適合する事業所の従業者が、当該事業所を退居した利用者（入居中に当該障害者に対する支援について27の自立生活支援加算(Ⅰ)又は28の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると本市が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。①　利用者の一人暮らし等への移行に向けて、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。②　居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供として、おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。 | 告示別表第15の1の2の3の注 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・連絡調整の記録 |
| 適・否 | 12人員配置体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ） | ⑴　人員配置体制加算（Ⅰ）事業所に置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）に加え、特定従業者数換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を40時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の世話人等の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人等が配置されているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下⑵～⑷において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の3の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | ⑵　人員配置体制加算（Ⅱ）事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人等が配置されているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第15の1の3の2の注2 |
| 適・否 | ⑶　人員配置体制加算（Ⅲ）（※令和9年3月31日まで）事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人等が配置されているものとして市長に届け出た事業所において、上記2の※に記載の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、⑴又は⑵を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第15の1の3の2の注3 |
| 適・否 | ⑷　人員配置体制加算（Ⅳ）（※令和9年3月31日まで）事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人等が配置されているものとして市長に届け出た事業所において、上記2の※に記載の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、⑴から⑶までを算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第15の1の3の2の注4 |
| 適・否 | 13 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の4の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、⑴を算定している場合は算定しない。 | 告示別表第15の1の4の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。①　世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第15の1の4の注3 |
| 適・否 | 14 視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）視覚障害者等である指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の4の2の注1 | ・訓練等給付費等明細書・職員名簿・勤務表・利用者に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）視覚障害者等である指定共同生活援助の利用者の数が、当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の4の2の注2 |
| 適・否 | 15 看護職員配置加算 | 人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の4の3の注 | ・訓練等給付費明細書・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表・雇用契約書・資格等を証明する書類 |
| 適・否 | 16 高次脳機能障害者支援体制加算 | 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　高次脳機能障害支援者養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。②　①に規定する者を配置している旨を公表していること。 | 告示別表第15の1の4の4の注 | ・訓練等給付費明細書・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 17 ピアサポート実施加算 | 次の①から③までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。①　28の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。②　障害者ピアサポート研修修了者を事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。③　②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 | 告示別表第15の1の4の5の注 | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・相談援助の記録・研修実施記録 |
| 適・否 | 18 退居後ピアサポート実施加算 | 次の①から③までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。①　11の退居後共同生活援助サービス費を算定していること。②　障害者ピアサポート研修修了者を事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。③　②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 | 告示別表第15の1の4の6の注 | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・相談援助の記録・研修実施記録 |
| 適・否 | 19 夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ） | ⑴　夜間支援等体制加算（Ⅰ）夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（最低限午後10時から午前5時を含む。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の5の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表・出勤状況に関する書類等・委託契約書・利用者数に関する書類・連絡体制図・掲示物・運営規程 |
| 適・否 | ⑵　夜間支援等体制加算（Ⅱ）宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（最低限午後10時から午前5時を含む。）を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の1の5の注2 |
| 適・否 | ⑶　夜間支援等体制加算（Ⅲ）夜間及び深夜の時間帯（最低限午後10時から午前5時を含む。）を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴又は⑵の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の1の5の注3 |
| 適・否 | ⑷　夜間支援等体制加算（Ⅳ）⑴の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の5の注4 |
| 適・否 | ⑸　夜間支援等体制加算（Ⅴ）⑴の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑷の算定対象となる利用者については、加算しない。 | 告示別表第15の1の5の注5 |
| 適・否 | ⑹　夜間支援等体制加算（Ⅵ）⑴の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑷又は⑸の算定対象となる利用者については、加算しない。 | 告示別表第15の1の5の注6 |
| 適・否 | 20 重度障害者支援加算(Ⅰ) | ⑴　以下の施設基準（※1）に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、以下(※2)に規定する利用者の支援の度合にある者（上記2（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）の適用を受ける者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※1　施設基準次の①から③までのいずれにも該当する事業所であること。①　事業所に置くべき生活支援員に加え、以下の※2に規定する利用者の支援の度合にある者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。②　事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）、行動援護従業者養成研修又は喀痰吸引等研修（第2号）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書（以下「支援計画シート等」という。）を作成すること。③　事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、行動援護従業者養成研修又は喀痰吸引等研修（第3号）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。なお、②、③におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。※2　次の①又は②のいずれかに該当する利用者①　重度訪問介護サービス費の注1⑴に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（二肢以上に麻痺等があり、歩行（「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）、移乗（「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）、排尿（「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）、排便（「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）にそれぞれ掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。）であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。ア　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者イ　最重度の知的障害のある者②　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者 | 告示別表第15の1の6の注1 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・支援計画シート・支援手順書・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表・出勤状況に関する書類等・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等の研修の修了証 |
| 適・否 | ⑵　⑴が算定されている事業所であって、中核的人材養成研修修了者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成することとして市長に届け出た事業所において、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が18点以上の者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。 | 告示別表第15の1の6の注2 |
| 適・否 | ⑶　⑴が算定されている事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。 | 告示別表第15の1の6の注5 |
| 適・否 | ⑷　⑵の加算が算定されている事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。 | 告示別表第15の1の6の注6 |
| 適・否 | 21 重度障害者支援加算（Ⅱ） | ⑴　以下の施設基準（※）に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、区分4以上に該当し、⑴の※2の②に規定する利用者の支援の度合にある者（上記2（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）の適用を受ける者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、20の重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。※　施設基準次の①から③までのいずれにも該当する事業所であること。①　事業所に置くべき生活支援員に加え、⑴の※2に規定する利用者の支援の度合にある者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。②　事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。③　事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程又は行動援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。なお、②、③におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。 | 告示別表第15の1の6の注3 |
| 適・否 | ⑵　⑴が算定されている事業所であって、中核的人材養成研修修了者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成することとして市長に届け出た事業所において、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が18点以上の者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。 | 告示別表第15の1の6の注4 |
| 適・否 | ⑶　⑴が算定されている事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。 | 告示別表第15の1の6の注7 |
| 適・否 | ⑷　⑵の加算が算定されている事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。 | 告示別表第15の1の6の注8 |
| 適・否 | 22 医療的ケア対応支援加算 | 人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態にある者に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、20の重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。 | 告示別表第15の1の7の注 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 23 日中支援加算（Ⅰ） | 　65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが 困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については算定しない。 | 告示別表第15の1の8の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・勤務表・出勤状況に関する書類・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 24 日中支援加算（Ⅱ） | 生活介護等の日中活動サービス利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、事業所が、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の8の注2 |
| 適・否 | 25 集中的支援加算（Ⅰ） | 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の9の注1 | ・広域的支援人材による支援の記録 |
| 適・否 | 26 集中的支援加算（Ⅱ） | 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の1の9の注2 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 27 自立生活支援加算（Ⅰ） | ⑴　居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に向けて、事業所の従業者が、共同生活援助計画（以下「計画」という。）を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定しない。 | 告示別表第15の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・相談援助の記録・訪問に関する記録・連絡調整の記録・共同生活援助計画 |
| 適・否 | ⑵　以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所であって、⑴を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算しているか。　 ①　住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。　 ②　①に規定する体制を確保している旨を公表していること。 | 告示別表第15の2の注4 |
| 適・否 | ⑶　⑴を算定している事業所であって、当該事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、札幌市自立支援協議会又は札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算しているか。 | 告示別表第15の2の注5 |
| 適・否 | 28 自立生活支援加算（Ⅲ） | 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、以下の①から⑤までの基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした共同生活住居（以下「移行支援住居」という。）を1以上有すること。②　移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。③　事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者（以下「移行支援入居者」という。）に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものを1以上（移行支援入居者の数の合計が8以上の場合にあっては、1に、移行支援入居者の数が7を超えて7又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上）配置していること。④　移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催した上で、利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。⑤　移行支援入居者に対し、住居の確保その他の退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。 | 告示別表第15の2の注3 |
| 適・否 | 29 入院時支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、事業所の従業者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第15の3の注 | ・訓練等給付費等明細書・サービス提供実績記録票・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・訪問及び支援等に関する記録 |
| 適・否 | 30 長期入院時支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、事業所の従業者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、29の入院時支援特別加算が算定されている月は、算定しない。 | 告示別表第15の3の2の注 |
| 適・否 | 31 帰宅時支援加算 | 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第15の4の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 32 長期帰宅時支援加算 | 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。）ただし、31の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。 | 告示別表第15の5の注 |
| 適・否 | 33 地域生活移行個別支援特別加算 | 以下の施設基準（※1)に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、対象となる利用者（※2）に対し、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において1日につき所定単位数を加算しているか。※1　施設基準①　置くべき世話人又は生活支援員に加え、対象となる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。②　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、対象となる利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。③　事業所の従業者に対し、対象となる利用者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。④　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。※2　対象となる利用者医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者、刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関との調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者。 | 告示別表第15の6の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・研修計画・研修実施記録・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 34 精神障害者地域移行特別加算 | 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、当該事業所の従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、33の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第15の6の2の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類 |
| 適・否 | 35 強度行動障害者地域移行特別加算 | 以下の施設基準(※)に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、20の重度障害者支援加算（Ⅰ）又は21の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。※　施設基準次の①及び②のいずれにも該当する事業所であること。①　事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。②　事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。 | 告示別表第15の6の3の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・相談援助等の記録・勤務表・出勤状況に関する書類等・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等の研修の修了証 |
| 適・否 | 36 強度行動障害者体験利用加算 | 35の強度行動障害者地域移行特別加算に示す施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、20の重度障害者支援加算（Ⅰ）又は21の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。 | 告示別表第15の6の4の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表・出勤状況に関する書類等・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等の研修の修了証 |
| 適・否 | 37 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ） | ⑴　医療連携体制加算（Ⅰ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、15の看護職員配置加算又は22の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の7の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定共同生活援助の提供に関する記録・医師からの指示書・看護日誌・委託契約書等・医療が必要な利用者に関する家族、病院等からの聞取り等の記録 |
| 適・否 | ⑵　医療連携体制加算（Ⅱ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、15の看護職員配置加算又は22の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の7の注2 |
| 適・否 | ⑶　医療連携体制加算（Ⅲ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、15の看護職員配置加算又は22の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の7の注3 |
| 適・否 | ⑷　医療連携体制加算（Ⅳ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ただし、15の看護職員配置加算若しくは22の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者又は⑴から⑶までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の7の注4 |
| 適・否 | ⑸　医療連携体制加算（Ⅴ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、15の看護職員配置加算又は22の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の7の注5 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定共同生活援助の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類・委託契約書等・指導の記録 |
| 適・否 | ⑹　医療連携体制加算（Ⅵ）喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、22の医療的ケア対応加算又は⑴から⑷までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第15の7の注6 |
| 適・否 | ⑺　医療連携体制加算（Ⅶ）以下の基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、15の看護職員配置加算又は22の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。※　施設基準①　事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること。②　看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。③　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 | 告示別表第15の7の注7 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表・雇用契約書・資格等を証明する書類・委託契約書・説明及び同意の書類 |
| 適・否 | 38 通勤者生活支援加算 | 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の8の注 | ・訓練等給付費明細書・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・利用者の就業に関する書類・連絡調整の記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 39 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）以下の①から③までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定共同生活援助の単位（指定共同生活援助であって、その提供が1又は複数の利用者に対して行われるものをいう。）において、1月につき所定単位数を加算しているか。①　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。②　協力医療機関その他の医療機関（以下「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。③　医科診療報酬点数表の区分番号A234－2に規定する感染対策向上加算又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 | 告示別表第15の8の2の注1 | ・第二種協定指定医療機関との対応の体制の書類・感染症発生時の取り決めに関する書類・研修又は訓練に参加した記録 |
| 適・否 | ⑵　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして市長に届け出た事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第15の8の2の注2 | ・実地指導を受けた記録 |
| 適・否 | 40 新興感染症等施設療養加算　 | 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症（令和6年4月時点においては指定している感染症はない。）に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。 | 告示別表第15の8の3の注 | ・訓練等給付費明細書・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 41 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～（Ⅳ） | 指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⑷までに掲げる加算を算定しているか。ただし、次の⑴から⑷までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⑷までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第15の9の注 | ・訓練等給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。イ　当該共同生活援助等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、　　　　　罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑩　共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |